平成２８年（フ）第４８５号
東京都豊島区駒込３丁目５番２号グランコート駒込401号、破産手続開始決定時の住所さいたま市南区白幡６丁目12番３号
破産者　若林　政秀
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
仙台市宮城野区岩切字観音前12番地の１　サニーセトル５号館203、従前の住所宮城県塩竈市袖野田町27番２号
破産者　高井　謙一
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
群馬県藤岡市本動堂223番地５
破産者　前崎　昌孝
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３７号
群馬県高崎市東貝沢町１丁目23番地19
破産者　佐藤　　務
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７７号
群馬県高崎市菅谷町77番地63　Ａ号
破産者　安藤　美鈴
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８９号
群馬県高崎市貝沢町1381番地１　リュエルＡ101号
破産者　新渡　明彦
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１１３号
静岡県富士市五貫島327番地の２、前住所静岡県静岡市駿河区栗原２番58―105号
破産者　青島　康子
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５６７号
名古屋市西区新道１丁目12番28号　ライオンズマンション浅間町南1002号
破産者　本田　由紀
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６３４号
愛知県東海市名和町中前後10番地の１　名和住宅１棟406号、従前の住所愛知県東海市名和町東田20番地の４　アーバンレジデンス202号
破産者　永田　輝見
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８８号
京都市上京区元誓願寺通大宮西入元妙蓮寺町556番地２
破産者　田中　淳平
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘１丁目８番地11
破産者　鍋倉　幹直
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町３丁目２番２号
破産者　長崎由美子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第４号
北海道檜山郡厚沢部町新町24番地６
破産者　高橋　満繁
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１７号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字中台138番地
破産者　畠山　　翼
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１８３号
山形県上山市朝日台２丁目１番11号
破産者　設楽　淳子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８８９号
横浜市戸塚区品濃町557番地１　第三常盤ビル403号、開始決定時の住所横浜市南区六ツ川３丁目89番地５　日神パレステージ弘明寺606
破産者　高塚　勝春
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９９７号
横浜市西区南浅間町26番地10
破産者　越前　勝之
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４２号
横浜市鶴見区駒岡４丁目５番24―301号
破産者　赤川　　勝
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１２３号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目６番４―504号
破産者　米良美奈子
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部